

# 流山市立鱒ヶ崎小学校

## PTA会則・細則

(令和6年度10月改正)

### 流山市立鱒ヶ崎小学校PTA

〒270-0161

千葉県流山市鱒ヶ崎7番地の1

TEL 7158-5911

FAX 7158-6052

# 流山市立鱒ヶ崎小学校PTA会則

## 第 1 章 名 称

第 1 条 この会は、流山市立鱒ヶ崎小学校PTAという。

第 2 条 この会の事務所を流山市立鱒ヶ崎小学校におく。

## 第 2 章 目的及び活動

第 3 条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とし、あわせて会員相互の親睦と教養の向上を期することを目的とする。

第 4 条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

1. 教育に対する理解と自覚を深め、教養を深める。
2. 児童を取り巻く生活環境の改善に努める。
3. 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の教育向上をはかる。
4. その他必要と認める事業。

## 第 3 章 方 針

第 5 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針にしたがって活動する。

1. 児童の教育並びに福祉の向上をはかるために活動する公共団体および機関と協力する。
2. 政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為はしない。
3. この会又は会の役員の中から公職の選挙の候補者を推薦しない。
4. この会の役員であって公職の選挙に立候補することはできない。

## 第 4 章 会 員

第 6 条 この会の会員の資格は、個人情報提供に同意した流山市立鱒ヶ崎小学校に在籍する児童の保護者及び流山市立鱒ヶ崎小学校の教職員とする。

第 7 条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第 8 条 入会・退会及び会費は細則に定める。

## 第 5 章 会 計

第 9 条 この会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第 10 条 この会の収支はPTA総会において議決された予算案に基づいて行われる。

第 11 条 この会の決算は、会計監査を経てPTA総会に報告しなければならない。

第 12 条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第 13 条 第4条に定める活動に関する会計に、特別会計を設けることができる。

## 第 6 章 役 員

第 14 条 この会の役員は、次のとおりとする。

- |          |     |               |
|----------|-----|---------------|
| 1. 本部役員  | 会長  | 1名            |
|          | 副会長 | 2名            |
|          | 会計  | 3名(保護者2、教頭)   |
|          | 庶務  | 3名(保護者2、教務)   |
| 2. 委員    |     | 活動に必要な人数      |
| 3. 学校補導員 |     | 2名(保護者1、教職員1) |
| 4. 会計監査  |     | 2名            |

但し、下記についても可能とする。

- 1)本部役員について、業務が多忙となる場合、会長以下の4役の人数を増やすことができるものとする。

第 15 条 本部役員及び学校補導員の任期は原則2年、他委員の任期は1年とする。  
但し再選を妨げない。

第 16 条 役員を選出方法は次のとおりとする。

1. 本部役員、会計監査、学校補導員は、選考委員会において候補者として選考される。  
本部役員、会計監査はPTA総会において選出され、学校補導員は学校長が承認し、推薦される。なお、年度途中における欠員補充および本部役員の増員については運営委員会において選出するものとする。
2. 委員は、全会員から選出される。

第 17 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事由ある時は、之を代理する。
3. 会計は、この会の会計を掌る。
4. 庶務は、この会の庶務を掌る。
5. 各委員は、学校活動における協力及び委員会活動を行う。
6. 学校補導員は、青少年補導員の一員として活動する。
7. 会計監査は、会計を監査する。

## 第 7 章 会 議

第 18 条 PTA総会は、毎年1回会長が、対面または書面のいずれかの形で開催し、必要に応じて臨時に開くこともできる。

PTA総会の定足数は会員の2分の1以上とし、委任状をもって出席にかえることができる。書面開催の場合も、同様の要件とする。

対面開催における議決は、出席者の過半数の同意を必要とし、書面開催における議決は、反対意見が過半数を超えない場合に可決とみなすこととする。

第 19 条 本部役員会は、必要に応じて会長が開催する。

1. 本部役員会は、本部役員及び教員をもって構成する。
2. 本部役員会は、PTA総会及び運営委員会に付議する事項について審議する。
3. その他、必要と思われる事項について審議する。

第 20 条 運営委員会は、必要に応じて会長が開催する。開催が困難な場合、会長の判断で書面による開催に代えることができる。

1. 運営委員会は、本部役員、各委員長および副委員長、鯖小読書タイムグループ代表、学校補導員、教員をもって構成し、会長はこれを招集する。  
構成員の4分の1以上からの要求があった時もまた同じ。
2. 運営委員会は、PTA総会決定事項に基づいて実施内容を審議し推進する。また、年度途中における本部役員、会計監査、学校補導員の欠員補充、及び増員する本部役員を選出する。

第 21 条 各委員会の互選により選出された委員長が委員会を開催する。

第 22 条 選考委員会は、本部役員、学校補導員、会計監査の候補者の選出を行う。

1. 選考委員会は、委員、本部役員、教頭により構成され、委員の互選により選出された委員長が開催する。
2. 選考委員会は、選考の結果得た、本部役員及び会計監査候補者をPTA総会において発表し、承認を得た後、解散する。

第 23 条 第2章に定める目的を達成するため、特に必要があるときは本会に特別委員会をおくことができる。

1. 特別委員会は、必要に応じて会長が開催する。
2. 特別委員会の開催は、運営委員会において報告する。

第 24 条 学校長は、学校経営の責任者として必要に応じて会議に出席し、意見を述べる事ができる。

第 25 条 会長は、PTAに関係のある団体を会議に招待することができる。招待者は、意見を述べる事ができる。

## 第 8 章 個人情報取扱規則

(目的)

第 26 条 この規約は、鱒ヶ崎小学校PTA(以下、「本会」という)が取り扱う個人情報について、取得、利用、保存等を適切に行うための基本的な取扱方法を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第 27 条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において取り扱う個人情報の保護に努めるものとする。

(責任者)

第 28 条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第 29 条 本会における個人情報データベース取扱者は、本部役員・各委員長とする。

(秘密保持義務)

第 30 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第 31 条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を本人に明示する。

(周知)

第 32 条 個人情報取り扱いの方法は、会則に記載し会員に周知する。

(利用)

第 33 条 取得した個人情報は次の目的に沿った利用を行うものとする。

1. PTA会費の集金業務、管理業務
2. 文書の送付
3. 役員・会員・防犯協力の家の登録
4. 委員選出、役員等の推薦活動
5. 広報誌、運営委員会便り

(利用目的による制限)

第 34 条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第 35 条 個人情報は管理者または取扱者が補完するものとし、適切に管理する。また不要となった個人情報のデータおよび活動同意書は適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持ち出し等)

第 36 条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。会長の承諾なく持ち出してはならない。

(第三者提供の制限)

第 37 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のため必要な場合
3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 38 条 本会は、個人情報を第三者(第36条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 39 条 第三者(第36条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
  2. 第三者が個人情報を取得した経緯
  3. 提供を受ける対象者の氏名
  4. 提供を受ける情報の項目
  5. 対象者の同意を得ている旨
- (事業者でない個人からの提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第 40 条 本会は個人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 41 条 個人情報データベース取扱者は、個人情報データベースが漏えい等(紛失含む)のおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(引継ぎ)

第 42 条 引継ぎを行う者は、本部役員・各委員長に対して、個人データの取扱いに関する留意事項について、説明・引継ぎをすることとする。

(改正)

第 43 条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、総会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第32条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

## 第 9 章 細 則

第 44 条 本会の運営及び特別会計に関し、必要な細則は目的及び活動に反しない範囲で運営委員会の議決を経て定めることができる。

第 45 条 運営委員会において細則を決定し、または改廃した場合は、その結果を次の総会に報告しなければならない。

昭和51年	3月3日	発布	平成30年	4月18日	一部改正
平成 7年	4月15日	一部改正	平成31年	4月19日	一部改正
平成 9年	4月19日	一部改正	令和2年	4月17日	一部改正
平成12年	4月15日	一部改正	令和3年	4月19日	一部改正
平成16年	4月15日	一部改正	令和4年	11月1日	一部改正
平成22年	4月16日	一部改正	令和5年	4月26日	一部改正
平成24年	4月20日	一部改正	令和5年	11月30日	一部改正
平成27年	4月22日	一部改正	令和6年	4月24日	一部改正
平成29年	4月19日	改正	令和6年	10月28日	一部改正

# P T A 細 則

## 第 1 章 会 員

### 第 1 条 入会・退会

1. 入会及び退会は、所定の手続きを行う。
2. 会員は会費を納めるものとする。
3. 申告せずに会費を3か月以上納入しないときは、退会したものとみなす。

### 第 2 条 会費

1. この会の会費は1会員につき、月額200円とする。但し状況に応じて変動する。

## 第 2 章 役員を選出などに関する細則

### 第 3 条 本部役員・学校補導員

1. 本部役員・学校補導員を2年以上経験した保護者会員は、各委員・地区長を永久免除される。
2. 永久免除対象者が各委員を引き受けた場合は、各委員長を免除される。
3. 卒業式で優先座席を永年受けることが出来る。(令和5度以降で2年以上在籍の者に限る)

### 第 4 条 各委員

1. 行事委員会は、学校諸行事の協力及び、その他の委員会に属さない活動を行う。
2. 広報委員会は児童およびPTAの活動状況を会員に伝えると共に、必要に応じ地域社会ならびに関係諸機関および諸団体に対し、情報の伝達、意見の交換を行う。
3. 会計委員会は学校集金とPTA会費集金の集計等をする。
4. 校外委員会は、地域における児童の校外指導及び安全対策を推進する活動を行う。
5. 保護者会員は、1児童につき1回以上、委員を引き受けるものとする。
6. 兄弟姉妹が同時に在籍している場合には、原則、上の学年の児童から引き受けるものとする。
7. 委員は、基本、委員希望票に基づき、本部役員によって選任される。
8. 行事委員長・広報委員長・会計委員長・校外委員長・選考委員長に選任された場合、次年度以降、各委員長を免除される。但し、選任時の児童の在籍期間に限る。
9. 1児童につき2回以上、委員を引き受けた場合は、各委員長を免除される。
10. 地区長に選任された保護者会員は、委員を引き受けたものとする。ただし、兄弟姉妹が同時に在籍している場合には、原則、上の学年の児童から引き受けたものとする。
11. 地区長を経験した保護者会員が各委員を引き受けた場合は、各委員長を免除される。但し、選任時の児童の在籍期間に限る。

### 第 5 条 会計監査員

1. 会計監査を引き受けた場合は、1児童分の委員を引き受けたものとする。
2. 会計監査を引き受けた当年度は、他役員(各委員を含む)を兼任することはできない。

### 第 6 条 読書タイムグループ

1. ボランティア団体として通年で募集し、参加者を登録し、活動内容を報告する。
2. 代表者は、1児童分の委員を引き受けたものとする。ただし、兄弟姉妹が同時に在籍している場合には、原則、上の学年の児童から引き受けたものとする。



### 第 3 章 慶弔金に関する細則

#### 第 7 条 教職員会員への慶弔金

1. 祝い金は、一律5,000円とする。  
対象：①出産……本人及び配偶者  
②結婚……本人
2. 弔慰金は、以下のとおりとする。  
本人及び配偶者・子：一律5,000円とする。  
ご両親：一律3,000円とする。
3. 見舞金は、5,000円を上限として会長判断とする。  
対象：本人の入院

#### 第 8 条 保護者会員への慶弔金

1. 弔慰金は、一律5,000円とする。  
対象：児童、及び児童の父母またはこれにかわる保護者

#### 第 9 条 特例

第5条、第6条の規定に関わらず、会長が必要と判断した場合、慶弔金の特例を認める。  
但し、10,000円を上限とし、後日運営委員会において報告しなければならない。

### 第 4 章 特別会計についての細則

#### 第 10 条 記念事業積立金

1. 記念事業のため、内容に応じて期間を定め、資金を積み立てる。
2. 積立内容
  - ・毎年度予算からの積立金
  - ・その他

#### 第 11 条 部活動支援積立金

1. 児童の部活動支援のため、資金を積み立てる。
2. 積立内容
  - ・毎年度予算からの積立金
  - ・その他

#### 第 12 条 PTA備品積立金

1. PTAで使用する備品の購入・修理に使用する。
2. 毎年度予算から資金を積み立てる。

## 第 5 章 PTA団体保険

2024年度版

	補償	保険金額	保険料
傷害保険	死亡保険金	235万円	1世帯あたり 81円
	後遺障害保険金 (障害の程度によって)	死亡保険金の4%~100%	
	入院保険金日額(180日限度)	3,000円	
	手術保険金 (手術の際の入院の有無によって 上記入院保険金日額の)	入院中10倍・入院中以外5倍 (1事故につき1回)	
	通院保険金日額(90日限度)	1,500円	
賠償保険	対人賠償 (自己負担額:1事故1千円)	1名あたり支払限度額5,000万円/ 1事故あたり支払限度額3億円	児童1名あたり 9円
	対物賠償 (自己負担額:1事故1千円)	1事故あたり支払限度額500万円	
	保管物賠償 (自己負担額:1事故5千円)	1事故あたり支払限度額10万円/ 年間あたり支払限度額1,000万円	
	提供飲食物危険補償特約	1名・1事故/ PTA活動の遂行に伴う賠償責任と同額	
	法律相談・クレーム対応費用補償特約	弁護士費用 1事故あたり支払限度額100万円/ 年間あたり支払限度額1億円	

※但し、PTA活動中に限り適応となります。

※令和5年度より、個人情報漏えい補償制度に加入。

平成25年	1月23日	細則一部改正
平成26年	11月25日	細則一部改正
平成27年	1月23日	細則一部改正
平成27年	4月22日	細則一部改正
平成29年	4月19日	細則改正
平成30年	4月18日	細則一部改正
平成31年	4月19日	細則一部改正
令和4年	4月22日	細則一部改正
令和4年	11月1日	細則一部改正
令和5年	4月26日	細則一部改正
令和5年	11月30日	細則一部改正
令和6年	2月5日	細則一部改正